

平成 28 年度南城市の教育主要施策

南城市の教育目標

南城市教育委員会は、生涯教育・生涯学習の理念のもとに、教育基本法
の精神に則り、国や県の教育施策との整合性を図りながら、南城市総合計
画を踏まえ教育目標を以下のように掲げる。

家庭における教育力の向上

知・徳・体の調和の取れた幼児・児童・生徒の育成

生涯教育の理念のもと積極的に学ぶ市民の育成

市民性教育(シチズンシップ教育)の推進

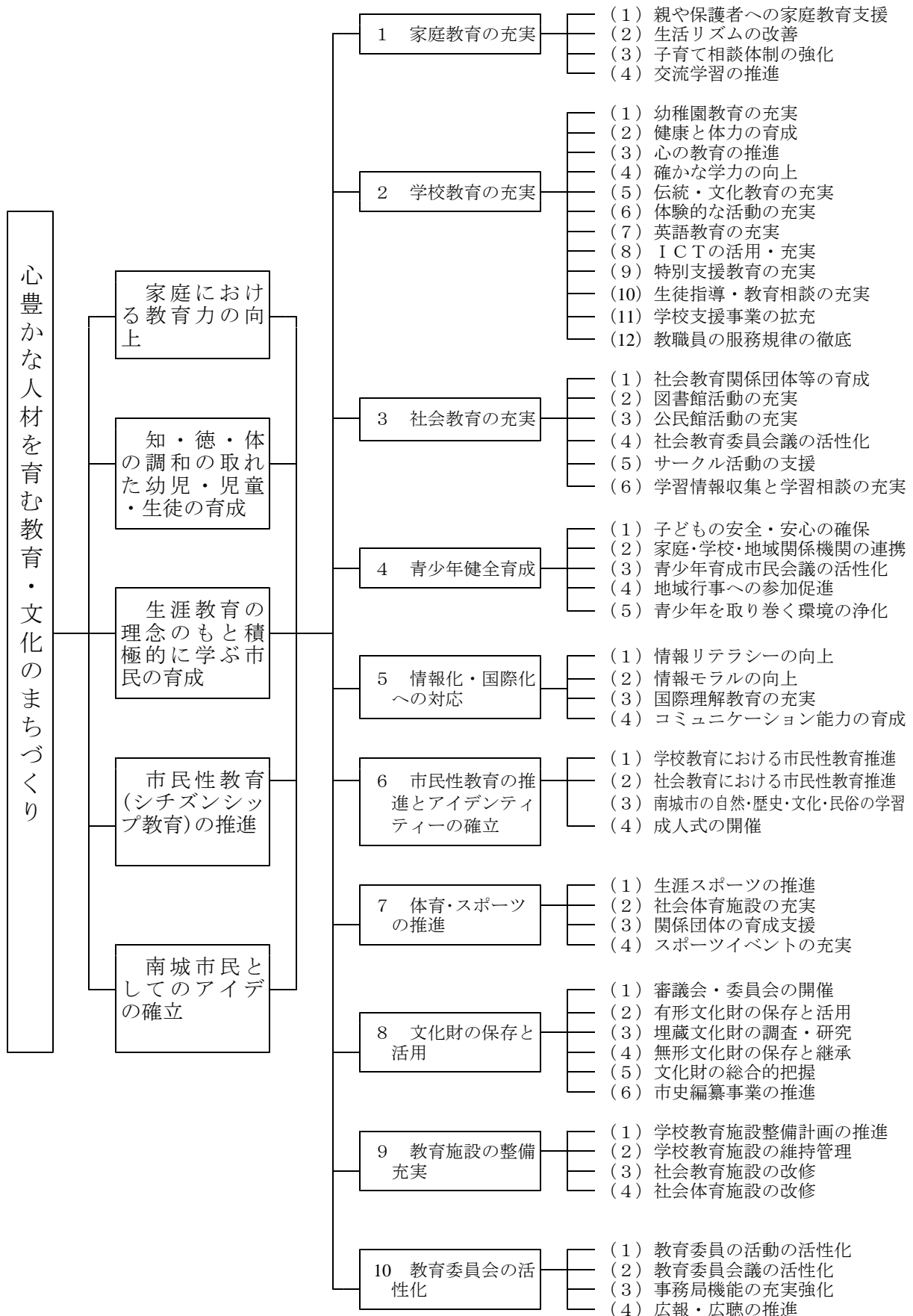
南城市民としてのアイデンティティーの確立

平成28年度南城市教育主要施策体系

< 教育目標 >

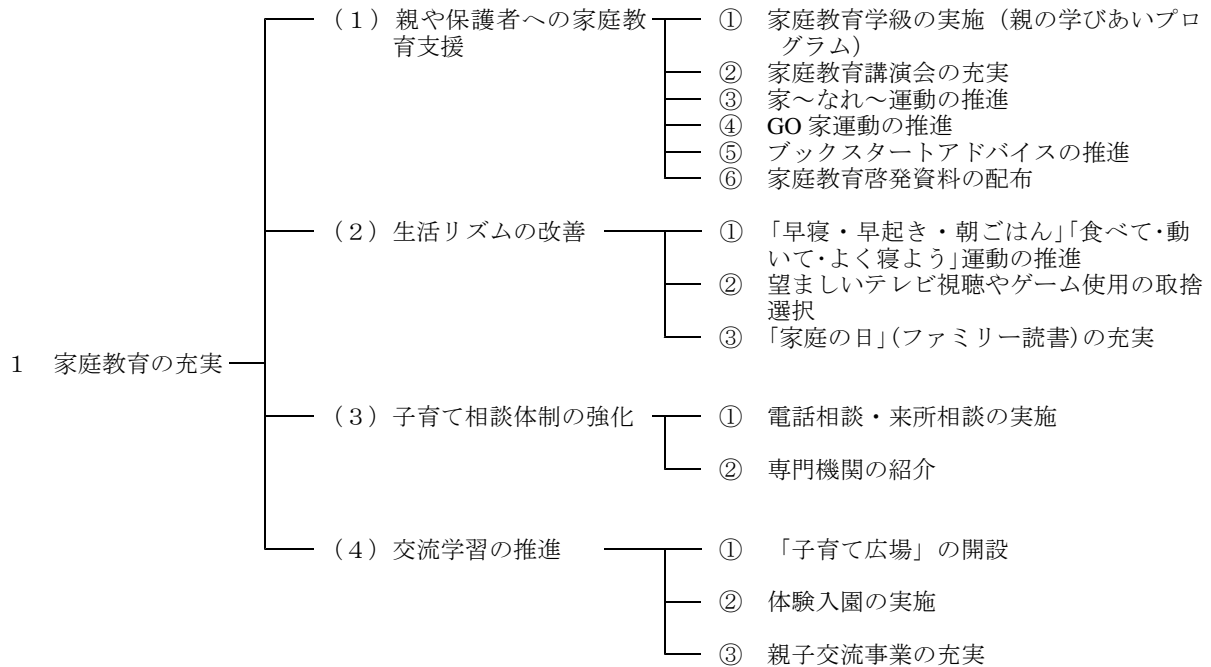
< 主要施策 >

< 施策項目 >



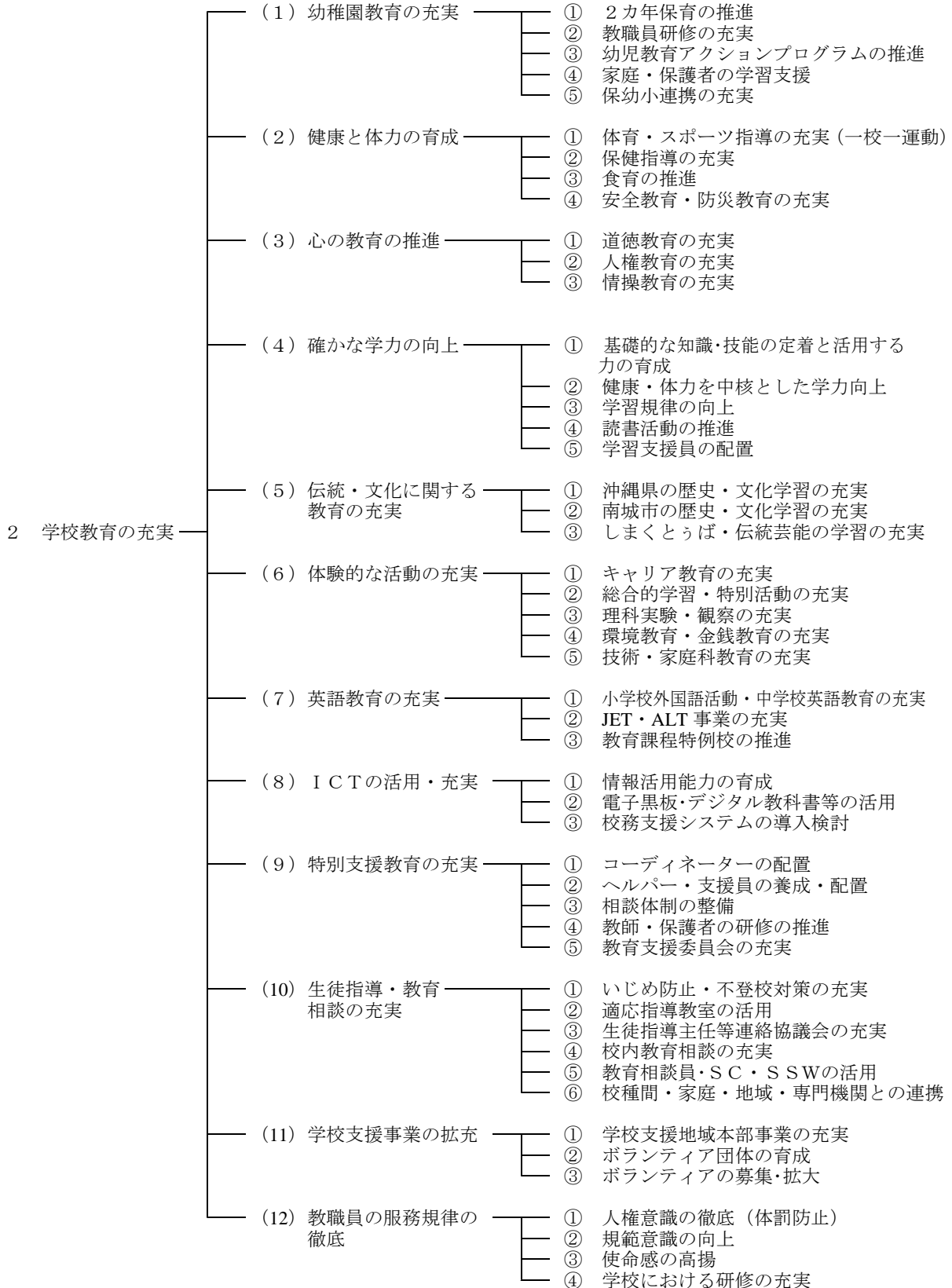
1 家庭教育の充実

家庭教育は、全ての教育の原点であり、父母は子どもにとって人生で最初に出会う教師である。全ての家庭で、保護者が自信と喜びを感じて家庭教育が行われるよう、親などの学習を支援する。



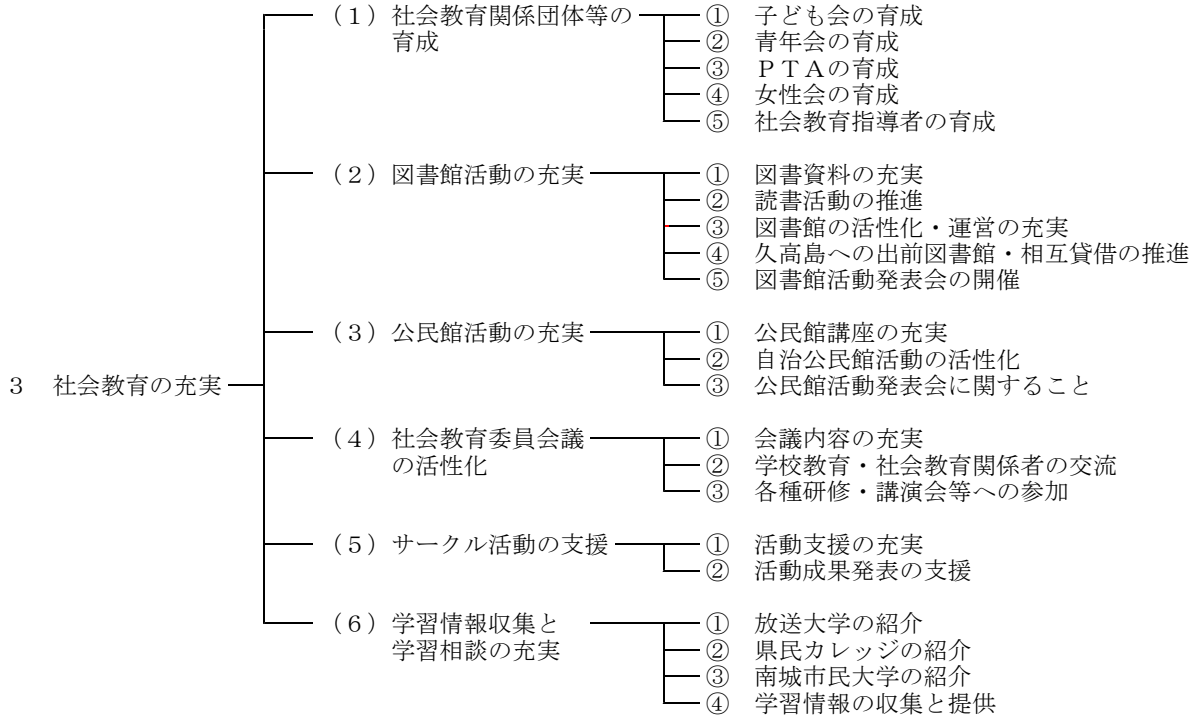
2 学校教育の充実

学校教育は、発達段階を踏まえ、人格の完成を目指して行われる適時性を重視した営みであるばかりでなく、将来に向けて生涯学習の基礎基本を確立し、自己教育力を培う営みとして、「生きる力」を育成する。



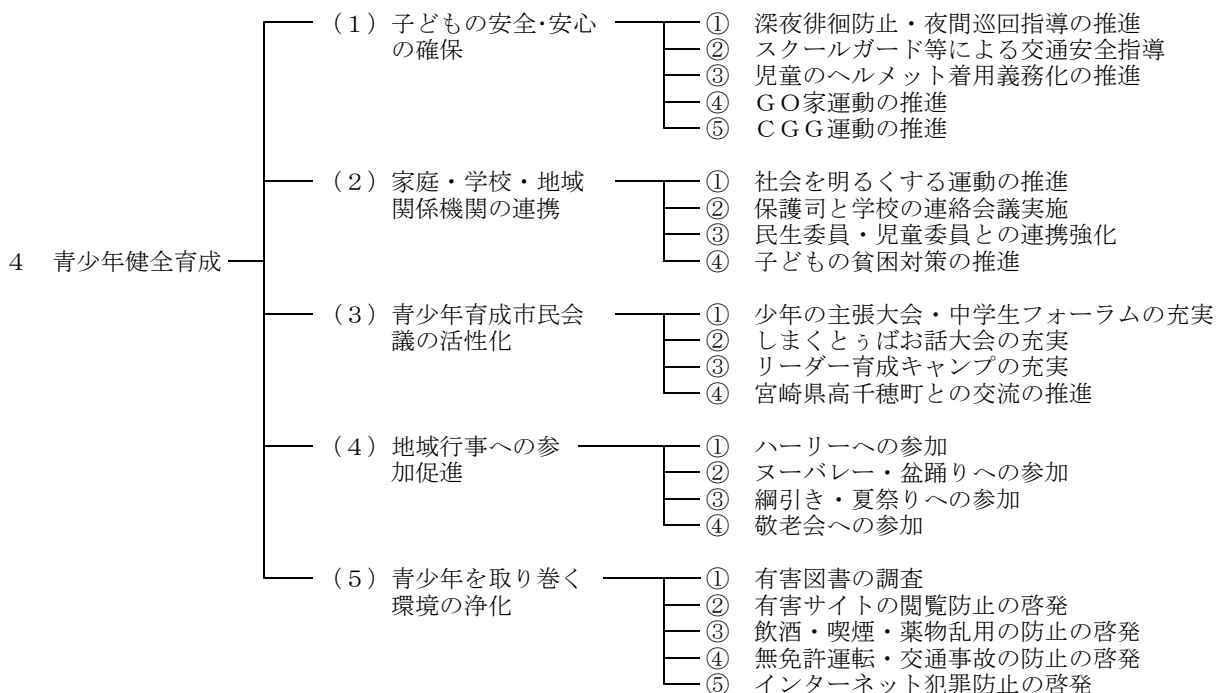
3 社会教育の充実

知識基盤社会を心豊かに生き抜くためには、学校教育を修了した後も、すべてのライフステージで職業上の必要性や、日常生活の必要性・社会の変化への対応・生き方・在り方の追究・趣味や健康づくりなどのために様々な学習が要求される。教育委員会は、所管の事業のほか、市長部局の事業、外部団体・外部教育機関・企業などが提供するあらゆる機会を通して市民の社会教育・生涯学習を推進する。



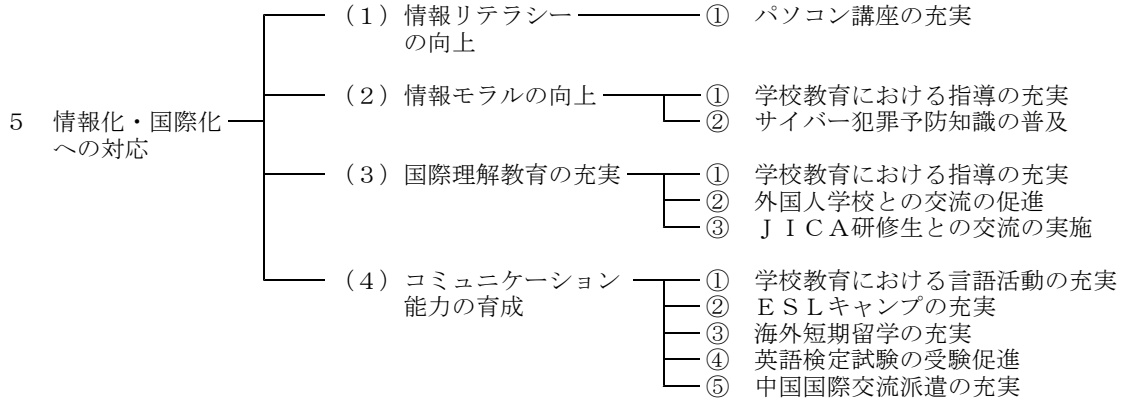
4 青少年の健全育成

青少年の規範意識、社会性、倫理観を育成し、心身ともに健全で心豊かに生きる青少年を育成するために、関係部署（家庭教育・学校教育・社会教育）の連携・統合を図る。



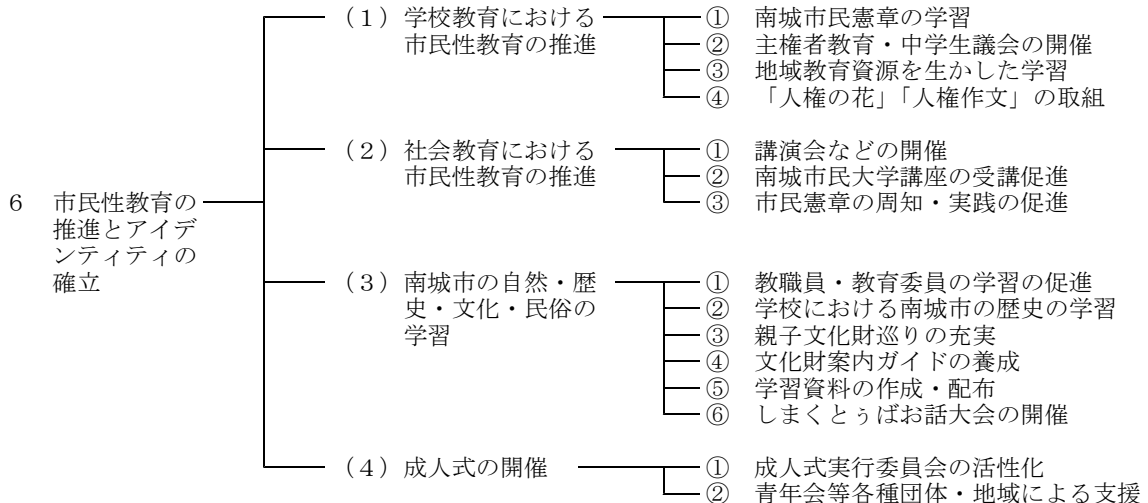
5 情報化・国際化への対応

若者の情報モラルの育成と、高齢者の情報リテラシーを高め市民間の情報格差の解消に努める。また、文化や宗教、言語や習慣など様々な違いを乗り越えて世界の人々と仲良く共生できる力を育成する。



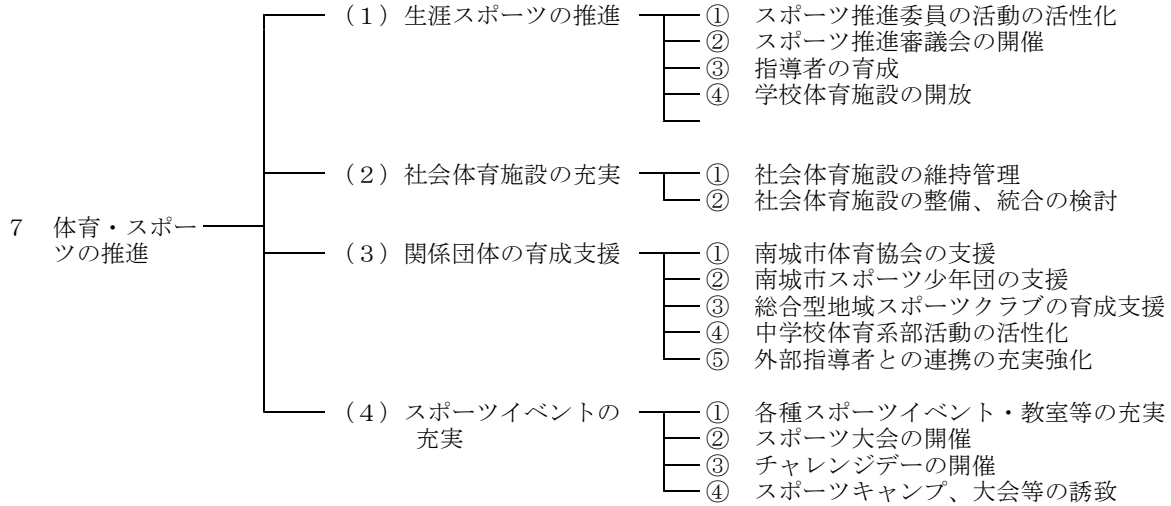
6 市民性教育の推進とアイデンティティの確立

市民一人一人が南城市の良さと課題を知り自らをまちづくりの主役として捉え、主体的に参画するとともに、南城市の自然・歴史・文化に関する学習を通して、南城市民としてのアイデンティティを確立する。



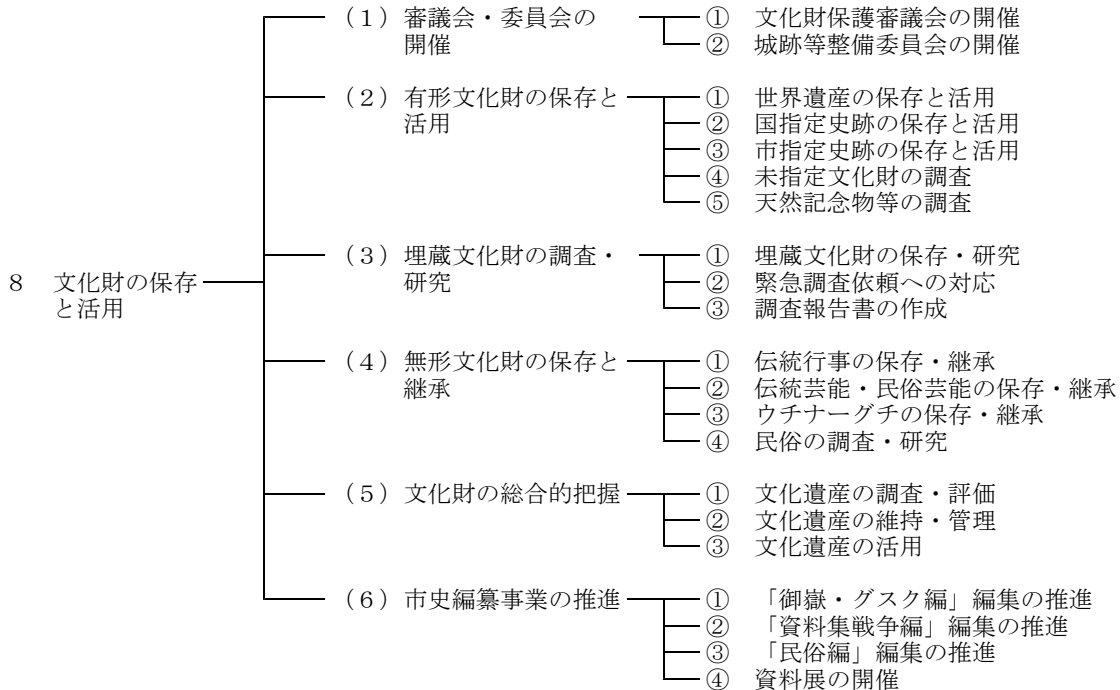
7 体育・スポーツの推進

市民の心身の健康・体力の増進を図ると共に各種の競技力の向上を目指して、学校体育・社会体育・生涯スポーツ・レクリエーションの普及・振興に努める。



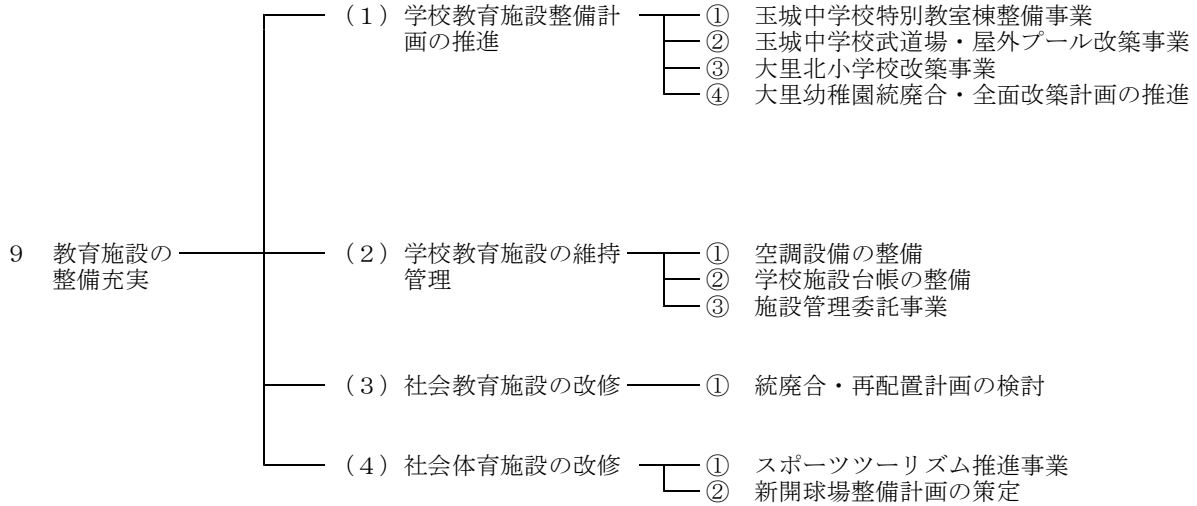
8 文化財の保存と活用

南城市に数多く残された貴重な文化財の適切な保存・継承・活用を図る。また、引き続き市史編纂を推進し、市民のアイデンティティーの確立に資すると共に、学校教育・社会教育への活用を促進する。



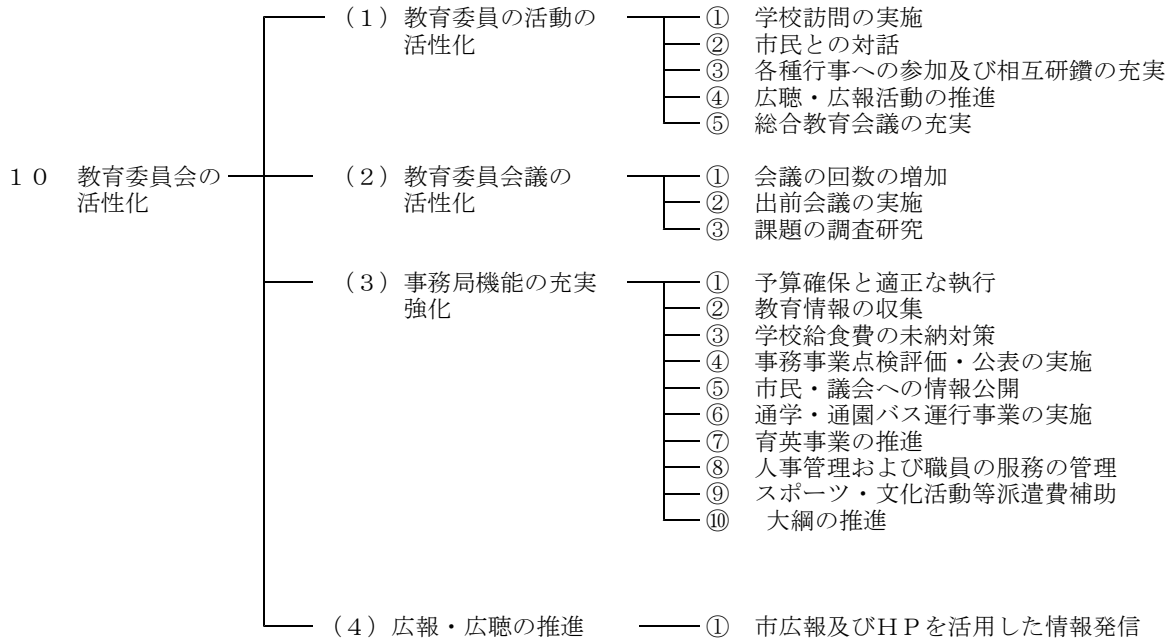
9 教育施設の整備充実

老朽化した校舎・園舎の改築及び耐震化をすすめつつ、統廃合に伴う幼稚園の新築・移転を推進する。また、空調設備及びプールの整備を順次進め、施設・設備の保守・点検を充実させ、幼児児童生徒の安心安全と快適な学習環境の確保に努める。



10 教育委員会の活性化

教育委員会の活動を活性化し、併せて教育委員会事務局機能の充実強化を図り教育行政の充実に努める。



【事業及び用語説明】

1 家庭教育の充実

- (1) ブックスタートアドバイス
本とふれあう最初のきっかけとして0歳児の赤ちゃんに絵本を通じて親子で楽しい時間を分かち合う大切さを伝える活動。(母親に絵本を紹介し、ふれあいの方法を紹介する)
- (2) 体験入園
体験入園をとおして、我が子と同年齢の子ども達の発達の姿に触れたり、教師のかかわりや保護者同士の子育て論を参考にして家庭教育に生かしていく。
- (3) 家庭の日
毎月第3日曜日に家族そろって家族団らんの時間をつくったり、家族がそろって楽しく過ごせるようにする日として、沖縄県青少年育成県民会議が昭和43年に発足と同時に県民運動として始まった。
- (4) ファミリー読書
「読書の島尻づくり」を目指し平成18年度から島尻地区で始まった第3日曜日の「家庭の日」に家族で読書など本に親しむ活動をとおして家庭や地域における読書活動を推進する運動で、平成21年度からは全県的に広がった。
- (5) 「食べて・動いて・よく寝よう」運動
平成25年度に市内全幼稚園児を対象に実施した前橋明教授(早稲田大学)の生活調査から睡眠時間や排便の時間等に課題があることが判明した。従来の「早寝・早起・朝ごはん」に運動の大切さも加え、平成28年度は全幼稚園児、小1・2を対象に改善に取り組む。

2 学校教育の充実

- (1) 2年保育
本市の幼稚園保育年数の状況は、玉城幼稚園・佐敷幼稚園・知念幼稚園が2年保育、離島の久高幼稚園が3年保育、大里南幼稚園・大里北幼稚園が1年保育を実施している。
幼稚園教育の充実を図る点において、今後、大里南幼稚園・大里北幼稚園の2園の統廃合及び施設建設と併せて2年保育について検討していく。
- (2) 南城市幼児教育振興アクションプログラム
幼児教育に関する施策を中心とした総合的な実施計画。
- (3) キャリア教育
一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育
- (4) JET・ALT 事業
JET・ALT と直接コミュニケーションすることを通して英語に関する興味・関心を高め、日本の習慣や文化とは違う様々な習慣や文化が世界にはあることを体験し異文化理解教育の充実と、英語教育の充実に資する。
- (5) 教育課程特例校事業
文部科学大臣の教育課程特例校の指定を受け学習指導要領等の教育課程の基準によらない本市独自の小学校外国語活動の教育課程を編成し実施する。
- (6) 特別支援教育コーディネーター
特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担い、また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めることとなっている。
- (7) 教育支援委員会
教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、南城市立幼稚園、小学校及び中学校において特別に支援を要する幼児、児童及び生徒の就学先の総合的判断について、調査審議を行う。
- (8) 適応指導教室
不登校児童生徒等に対する指導を行い学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、個人や集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う。

- (9) 学習支援員配置事業
学習理解の遅れがちな児童生徒への学習支援として TT や個別学習等の学習形態で「個に応じた学習」を実施することで学習内容の定着を図るとともに学校全体の学力向上を図る。
- (10) スクールカウンセラー
児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーの活用及び効果等に関する実践的な取り組みを推進し、児童生徒の問題行動の解決に資する。
- (11) 学校支援地域本部事業
学校の教育活動をより充実させるため、地域の人材をボランティアとして活用し、地域ぐるみで学校をサポートするための事業。
- (12) スクールソーシャルワーカー（SSW）
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、子どもの貧困など生徒指導上の課題に対するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。

3 社会教育の充実

- (1) 社会教育関係団体
法人であると否とを問わず主として青少年教育、成人教育、体育、運動競技又はレクリエーションなどの社会教育に関する事業及び活動を目的とする公の支配に属さない団体。
- (2) 社会教育指導者
市町村教育委員会や施設に勤務する職員として社会教育に関する学習を援助する社会教育主事、司書、学芸員等、公務員の身分を持つ者とそうでない者に類別されている。
狭義：(社会教育主事、公民館主事、博物館学芸員、図書館司書、社会体育施設の指導系職員、青少年の家などの指導系職員)
広義：(社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員、社会教育指導員、体育指導委員、社会教育関連団体(青少年団体女性団体など)社会教育活動を中心とするNPO団体 ボランティア・グループのリーダー、学級・講座、各種集会の講師・助言者等)
- (3) 南城市民大学
南城市において、まちづくりや地域コミュニティの活性化に積極的に取り組んでみたいと考えている市民に対して、市民の多様性を尊重し個性を活かしながら、市民一人ひとりに何ができるのかを考え、一つでもできることを実行するために行っている『市民がつくる市民のための大学』

4 青少年の健全育成

- (1) 中学生フォーラム
各中学校の生徒会役員を集め、各校での取組とその成果を発表し意見交換を行うことで、生徒の自覚と責任感を高め、連携や交流を促進させる。
- (2) リーダー育成キャンプ
南城市内小学校5年から中学校3年までを対象に青少年の家等で2泊3日の集団生活の中で交流、自然体験等を行いながらリーダー性を育成する事業
- (3) 社会を明るくする運動
犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動
- (4) 児童のヘルメット着用義務化
平成20年6月1日の道路交通法の改正で幼児・児童が自転車乗車の際はヘルメット着用が保護者の努力義務となったことを受け、南城市では平成24年6月22日に「南城市児童ヘルメット着用宣言」を行い、児童が自転車に乗るときはヘルメットを着用することとした。
- (5) GO家運動
青少年の健全育成を目的に沖縄県・沖縄県教育委員会・沖縄県警察・沖縄県青少年育成県民会議等が呼びかけ、児童生徒を早めに帰宅させるために行われている全県的な声かけ運動
- (6) 「家～なれ～」運動
平成25年度から学校・家庭・地域の連携を図り、家庭教育への支援及び地域の

教育力の向上を目的とした取組を推進している。特に平成 26 年度から沖縄の黄金言葉「やーなれーる ふかなれー」を全面に打ち出し、家庭教育は教育の原点であるという認識の下、家庭でのしつけや生活習慣の確立等が、重要であるという取組。

- (7) 子どもの貧困対策
子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づき、子どもたちの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していけるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、円滑な連携体制を構築する。次世代の南城市を担う人材育成策として取り組む。

5 情報化・国際化への対応

- (1) サイバー犯罪
コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪で、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、ネットワーク利用犯罪、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反などがある。
- (2) JICA研修生との交流
開発途上国からの研修生が学校を訪問して、学校が計画したプログラムに応じて出身国の紹介やゲームなどを通して児童生徒と交流を行う。
- (3) ESLキャンプ
アメリカの大学で行われている ESL 教育（英語を母国語としない人の為の英語教育）専門の講師を招聘し、授業やアクティビティ（活動）は全て英語で行われる。毎年、県内の宿泊施設で小学生 10 名、中学生 10 名が参加し約1週間の共同生活を送る。
- (4) 海外短期留学
夏休みを利用し、アメリカの大学に約 3 週間滞在し、語学学習や現地での社会体験を通して異文化理解を深める留学プログラムである。毎年、中学生 15 名、高校生 5 名が参加している。
- (5) 中国国際交流
夏休みを利用し、中学生10名を現地学生との交流を目的に中国の文化・歴史・教育に対する相互理解や友好親善を図るとともに、広い視野に立った国際感覚豊かな人材を目的に事業を推進する。

6 市民性教育の推進とアイデンティティの確立

- (1) 市民性教育
市民一人一人が自らをまちづくりの主役と捉え、主体的に明るいまちづくりに参画しようとする市民の育成をめざした教育
- (2) アイデンティティ
自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。本人にまちがないこと。また、身分証明。
(大辞泉 提供：JapanKnowledge より)
- (3) 中学生議会
南城市の未来を担う中学生が、「第 1 次南城市総合計画」（平成 20 年 3 月策定）に基づく南城市の将来像について考え、将来像の実現に向けて積極的に参画するきっかけづくりとして南城市中学生議会を開催する。
- (4) 人権の花
人権思想を育むことを目的に、法務省から配布された花の種子等を児童が協力して育成することを通して、協力、感謝することの大切さを学ぶ活動。
- (5) 南城市民大学講座
南城市において、まちづくりや地域コミュニティの活性化に積極的に取り組んでみたいと考えている市民に対して、市民の多様性を尊重し個性を活かしながら、市民一人ひとりに何ができるのかを考え、一つでもできることを実行するために行っている『市民がつくる市民のための大学』です。
- (6) 市民憲章
市民が守るべき重要で根本的なことを定めた取り決め
南城市市民憲章
1 私たちは、海と緑の豊かな自然を守り、美しい環境のまちをつくります。
1 私たちは、郷土の歴史と伝統に誇りをもち、文化のまちをつくります。

- 1 私たちは、年寄りを敬い、子どもの夢を育て、だれもが生きがいをもてるまちをつくります。
- 1 私たちは、スポーツに親しみ、明るい健康なまちをつくります。
- 1 私たちは、互いに助け合い、温もりのあるまちをつくります。

- (7) しまくとぅばお話大会
しまくとぅばを次世代へ継承し、郷土愛と世代間交流への理解と関心を深めることを目的として南城市内幼児から大人を対象に開催

7 体育・スポーツ振興

- (1) 生涯スポーツ
生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツ
- (2) 総合型スポーツクラブ
地域の人が、身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多目的)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの施行・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
- (3) チャレンジデー
毎年5月の最終水曜日に世界中で行われるスポーツイベントで、人口規模がほぼ同じ自治体間で午前0時から午後9時までの間に何%の人が15分以上継続して運動やスポーツを行ったかを競い合い、敗れた場合は対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインホールに1週間掲揚するというユニークなルールによって行われる「まちの威信と名誉」をかけたイベント

8 文化財の保存活用

- (1) 文化財保護審議会
教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議するために設置される。文化財に精通した学識経験者等8人の委員で構成される。
- (2) 城跡等整備委員会
知念城跡、糸数城跡等、個別の城跡の整備方針等について調査審議するために設置される。史跡整備に精通した学識経験者等の委員で構成される。

9 教育施設の整備充実

- (1) 学校教育施設整備計画の推進
市立幼稚園、小学校、中学校の施設の中から、老朽化している施設を優先に年次的に優先順位を決め計画を進める。
- (2) 学校施設の維持管理に関する事業
市立幼稚園、小学校、中学校の施設を常に良好な状態に維持する。

10 教育委員会の活性化

- (1) 学校訪問
教育委員会では各学校の教育活動の改善や支援に資するため、年に1度教育委員、教育委員会職員等で学校を訪問し、教育活動の様子や幼児児童生徒の実態を把握すると共に意見交換を実施する。
- (2) 出前会議
教育委員会事務局並びに教育委員の服務や役割等、広く地域住民に理解を深めていただくため、教育委員会議の場を地域公民館等に移動して会議を行う。
- (3) 事務事業点検評価
平成19年に教育三法の改正が公布され、平成20年4月1日施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、教育委員会の事務の管理執行状況について、学識経験者等が点検評価を行う。
- (4) 総合教育会議
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成27年4月施行)により設置が義務付けられた会議。教育大綱の策定や教育に関する重要な事項を協議するため設けられる。市長と教育委員で構成される。